

第1章 計画策定に当たって

1. 計画の趣旨

令和5年版高齢社会白書によれば、令和4（2022）年10月1日現在、我が国では65歳以上人口は約3,624万人で、総人口に占める割合（高齢化率）が29.0%という状況です。また、65歳以上の要介護等認定者は、令和3（2021）年度末には約690万人で、平成23（2011）年度末からの10年間で約175万人増加しており、介護サービスの需要が伸びています。

今後、令和7（2025）年には、団塊の世代すべてが75歳以上となり、さらに団塊ジュニア世代が65歳以上となる令和22（2040）年には、85歳以上の人口が急増し、介護や医療の需要はますます高まると考えられます。

本市においても、高齢化は進行し、令和5（2023）年4月1日現在の高齢化率は28.5%と、国をやや下回るものの上昇を続けています。また、要介護等認定者数も約1.4万人となり、令和2年から令和5年の3年間で約7%増加しており、今後もこの傾向は続く見込みです。

こうした状況において、国は「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を定め、「地域包括ケアシステムの深化・推進」や「認知症施策の推進」など計画に記載すべき特に重点的に取り組むべき事項を示しています。

これらを踏まえ、第10期加古川市高齢者福祉計画及び第9期加古川市介護保険事業計画を、令和22（2040）年の将来を見据えた中長期的な視野に立って策定するものとし、高齢者福祉施策及び介護保険事業の基本的な考え方や目指すべき取組などの方向性を示します。

■基本指針に基づく掲載事項

- 自立支援、介護予防・重度化防止の推進
- 在宅医療・介護連携を図るための体制の整備
- 高齢者の住まいの安定的な確保
- 2025・2040年を見据えたサービス基盤・人的基盤の整備
- 地域づくりと地域ケア会議・生活支援体制整備の推進
- 地域包括ケアシステムを支える介護人材確保及び業務効率化の取組の強化
- 介護に取り組む家族等への支援の充実
- 認知症施策推進大綱や認知症基本法を踏まえた認知症施策の推進
- 高齢者虐待の防止等

2. 計画の位置付け

(1) 法的位置付け

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」が相互に連携することにより、総合的な高齢者福祉施策の展開を図ることが求められていることから、両計画を一体的に策定するものです。

○ **老人福祉法 第20条の8第1項**

「市町村は、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業の供給体制の確保に関する計画を定めるものとする。」

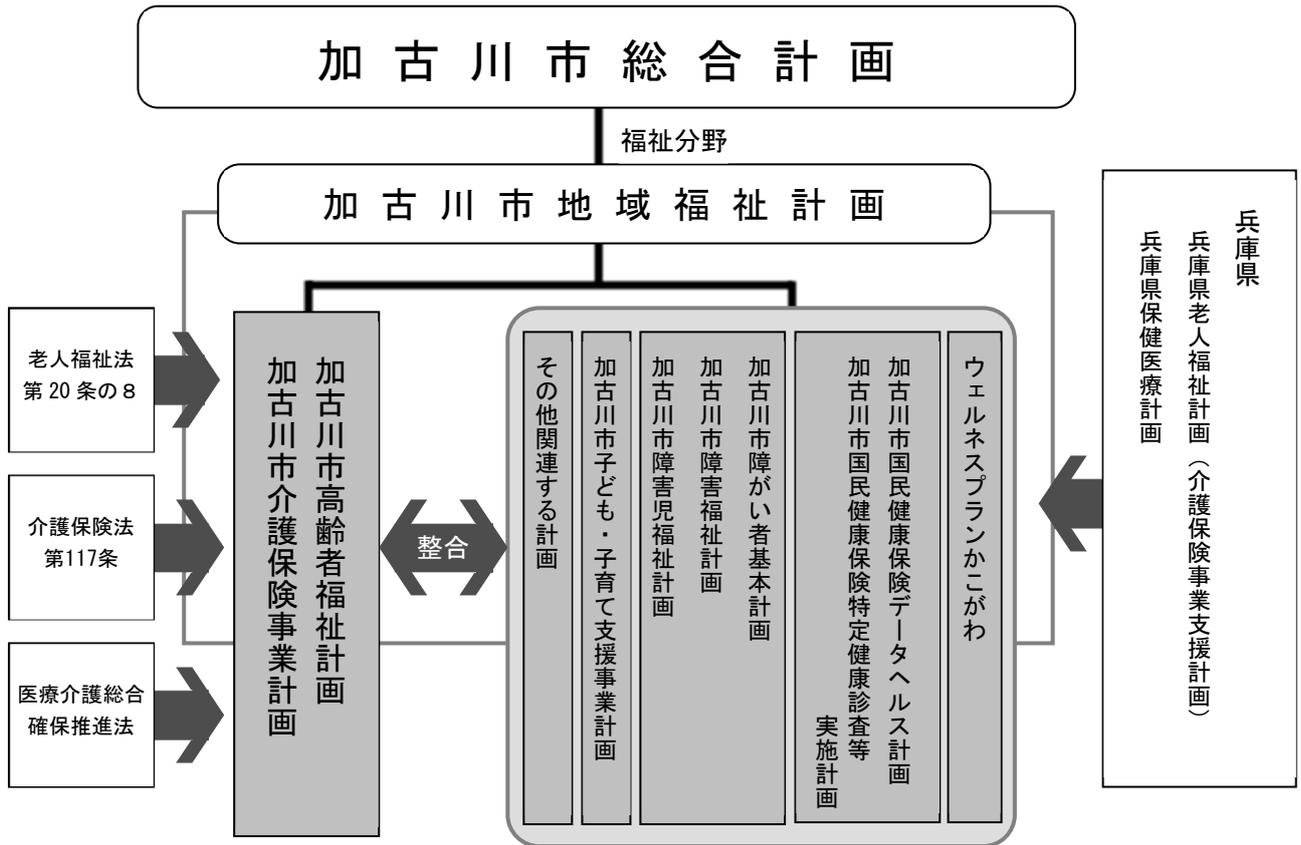
○ **介護保険法 第117条第1項**

「市町村は、基本指針に即して、3年を1期とする当該市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施に関する計画を定めるものとする。」

(2) 上位計画・関連計画との整合

高齢者福祉計画及び介護保険事業計画は、加古川市総合計画及び加古川市地域福祉計画を上位計画として、その方針に沿って策定するものです。また、高齢者福祉に関連する他の計画との整合を図りながら策定します。

■計画の位置付けと各種計画との整合



(3) SDGs への取組

令和5(2023)年度、本市は「SDGs 未来都市」に選定されました。本計画に掲げる各事業の推進においても、SDGsの理念や目標等を念頭に、引き続き地域や関係団体等と連携を図りながら、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で、自分らしい生活を続けることができるまちを目指します。



3. 計画の期間

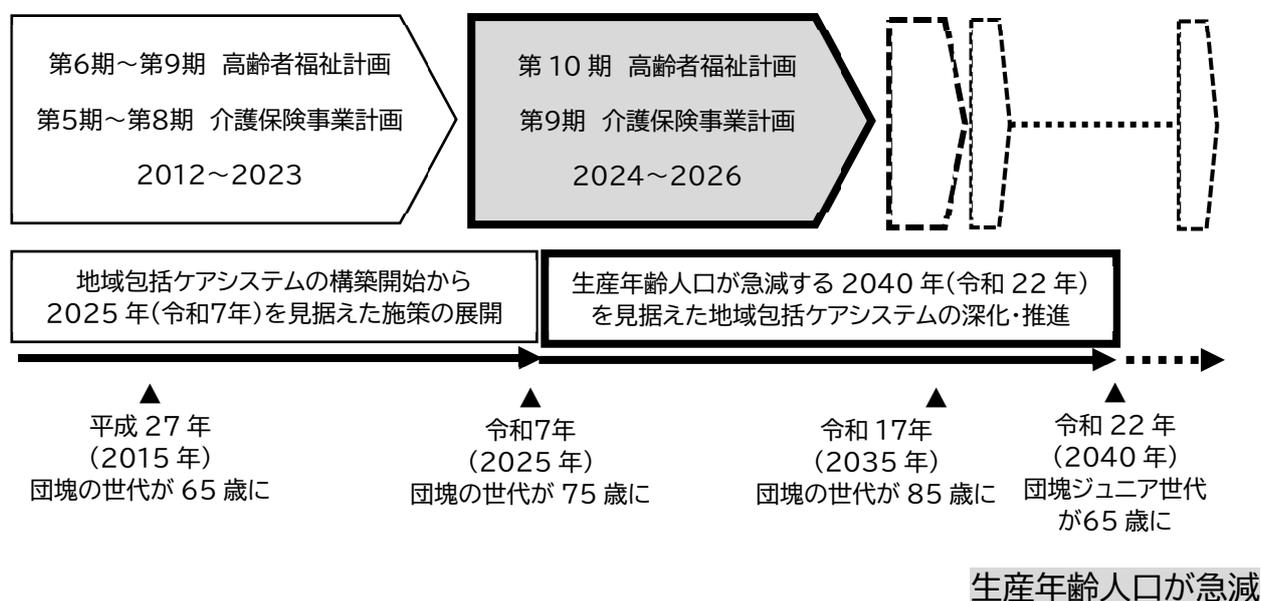
計画の期間は、令和6（2024）年度から令和8（2026）年度までの3年間です。

これまでは、団塊の世代が75歳に到達する令和7（2025）年を一つの区切りとして、地域包括ケアシステムの整備・実現のための取組を進めてきました。

本計画以後の計画では、地域包括ケアシステムのさらなる深化を目指し、生産年齢人口が急減する令和22（2040）年を見据えた取組を一層本格化させ、中長期的な視点に立った施策を推進します。

計画策定に当たって

■計画の期間と2025年・2040年を見据えた中長期的な施策展開



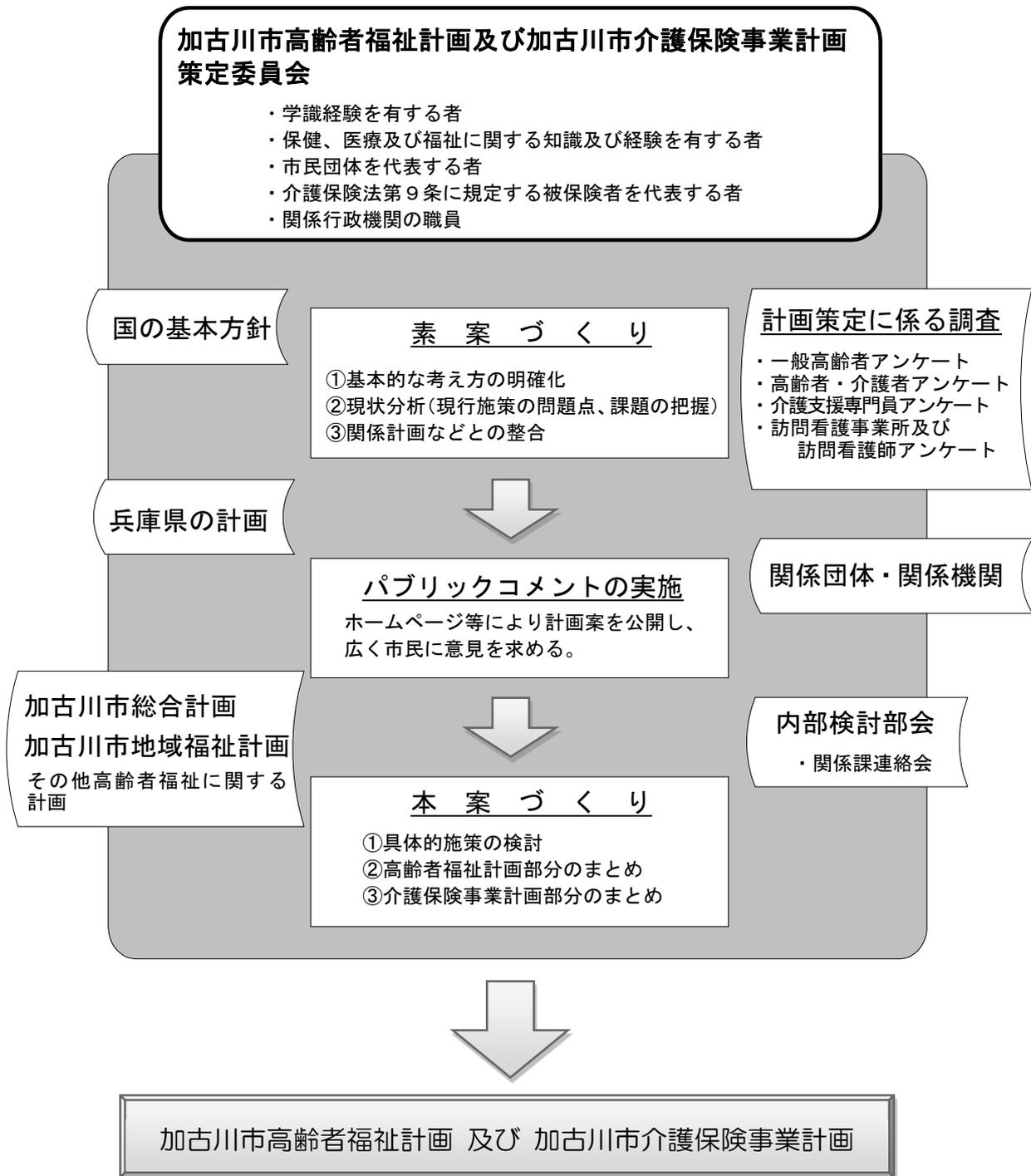
4. 計画の策定体制

(1) 策定体制

本計画の策定に当たっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、市民代表（公募委員を含む。）、行政機関職員から構成される「加古川市高齢者福祉計画及び加古川市介護保険事業計画策定委員会」を設置し、幅広い分野から意見を取り入れる体制をとっています。

計画策定に当たって

■ 計画の策定体制と策定経過



(2) アンケート調査の実施

① 調査の目的

加古川市の高齢者福祉計画及び介護保険事業計画の見直しの基礎資料として、アンケート調査を実施しました。

② 調査方法

調査の種類	調査の対象者	配布数	抽出方法	配布回収方法
一般高齢者アンケート	65歳以上で、要介護認定を受けていない者 または要支援認定を受けた者	3,450件	無作為	郵送による 配布・回収
高齢者・介護者アンケート	65歳以上で要支援・要介護認定を受けた者 及びその主な介護者	2,150件	無作為	郵送による 配布・回収
介護支援専門員アンケート	居宅介護支援事業所、地域包括支援センター、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所に所属のケアマネジャー	248件	悉皆	インターネット による回答
訪問看護事業所及び訪問看護師アンケート	訪問看護事業所 訪問看護師	28件 178件	悉皆	インターネット による回答

③ 調査期間

調査期間：令和5年2月7日から令和5年3月3日まで

④ 回収状況

調査の種類	配布数	回収数	回収率	有効回答数	有効回答率
一般高齢者アンケート	3,450 通	2,162 通	62.7%	2,162 通	62.7%
高齢者・介護者アンケート	2,150 通	1,111 通	51.7%	1,111 通	51.7%
介護支援専門員アンケート	248 通	166 通	66.9%	160 通	64.5%
訪問看護事業所アンケート	28 通	22 通	78.6%	22 通	78.6%
訪問看護師アンケート	178 通	102 通	57.3%	100 通	56.2%